eematec



2022年4月22日

各 位

会 社 名 エ レ マ テ ッ ク 株 式 会 社 代表者名 代表 取 締 役 社 長 横 出 彰 (コード番号 2715 東証プライム市場) 問合 せ 先 執行役員 コーポレート本部長 深 水 正 浩 (TEL 03-3454-3526)

<u>定款の一部変更に関するお知らせ</u>

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の第76回定時株主総会に、 定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせい たします。

記

1. 変更の理由

(1) 株主総会の開催形式(場所の定めのない株主総会)の追加

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」(令和3年法務省・経済産業省令第1号)が施行されたことに伴い、経済産業省令・法務省令で定める要件(以下「省令要件」といいます。)に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を得た上場会社において、「場所の定めのない株主総会」の開催が可能となりました。

当社は、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款を変更するものであります。なお、当該定款一部変更の効力発生に関しては、本株主総会での決議に加え、当社が省令要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を得ることを条件とします。

(2)株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の 範囲を限定できるようにするための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 17 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下の通りです。(下線部分は変更箇所を示しております。)	
変 更 前	変 更 後
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会の招集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2 株主総会は本店所在地または東京都区内においてこれを招集する。	(株主総会の招集) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2 株主総会は本店所在地または東京都区内においてこれを招集する。ただし、次項の規定に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。 3 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 〈新設〉	(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第17条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
〈新設〉	<u>附則</u>

会社法の一部を改正する法律(令和元年 法律第70号)附則第1条ただし書きに規 定する改正規定の施行の日である2022年 9月1日施行日(以下「施行日」とい う。)から効力を生ずるものとする。

第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6 か月以内の日に開催する株主総会につい ては、次の定め(変更前定款第17条)は なお効力を有するものとする。

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類 および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第3条本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日: 2022 年 6 月 21 日定款第 10 条の効力発生予定日: 2022 年 6 月 21 日

定款第17条変更の効力発生予定日 : 2.変更の内容の(附則)に記載の通り

以上